

関 係 各 位

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について（通知）

日頃から介護保険行政にご尽力ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、国から標題について一部改正通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、各団体におかれましては、周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容

今般、処遇改善加算についての不正請求事案があったこと及び平成28年4月から地域密着型通所介護が施行されたことを踏まえた改正。

(1) 様式に地域密着型通所介護等を追加

(2) 介護職員処遇改善加算の賃金改善を行う方法の周知方法について規定を追加

現在、介護職員処遇改善加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法について介護職員処遇改善計画書等を用い職員に周知することとしている。都道府県等においては、この周知に際して、同計画書等における賃金改善を行う方法の記載が職員に対して明確に認知されるよう掲示するなど、適切な方法により実施されるよう指導すること。

2 国一部改正通知書類

「「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について」（平成28年4月1日老発0401第2号厚生労働省老健局長通知）

※当課ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shitei/shoguukaizen.htm>

3 届出様式

一部改正通知に伴い、次の届出様式について改正。

(1) 別紙様式2（介護職員処遇改善計画書（平成 年度届出用））

(2) 別紙様式5（介護職員処遇改善実績報告書（平成 年度））

当課のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shitei/shoguukaizen.htm>

事業指定グループ
主査（調整）
（内線）25-226